岩手県告示第55号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年1月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
うのうらクリニック	大船渡市立根町字中野40番地5	平成24年11月1日
ハーブ薬局	上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目2番10号	平成24年12月3日
銀河薬局北上店	北上市町分18地割88番地1	平成24年12月19日
川又薬局	二戸市福岡字川又6番地1	平成25年1月1日
はまゆり調剤薬局	釜石市大渡町二丁目6番17号	平成25年1月15日